

## 佐野市こどもクラブ警備業務委託仕様書

### 〈趣旨及び使用範囲〉

1 この仕様書は、佐野市（以下「甲」という。）が、受託者（以下、「乙」という。）に委託する警備業務に関し必要事項を定めるものとする。

### 〈警備の対象〉

2 警備を行う対象は次のとおりである。

| NO | こどもクラブ名              | 所在地            |
|----|----------------------|----------------|
| 1  | 中央こどもクラブ             | 佐野市金屋仲町 2428-2 |
| 2  | 第1・第2・第3天明こどもクラブ     | 佐野市大祝町 2311    |
| 3  | 第2植野こどもクラブ           | 佐野市植下町 464-11  |
| 4  | 第3・第4植野こどもクラブ        | 佐野市植上町 1272    |
| 5  | 第1・第2界こどもクラブ         | 佐野市馬門町 1531-9  |
| 6  | 第4犬伏こどもクラブ           | 佐野市犬伏下町 1765-1 |
| 7  | 犬伏東こどもクラブ            | 佐野市伊勢山町 1426-7 |
| 8  | 第2・第3犬伏東こどもクラブ       | 佐野市伊勢山町 1534   |
| 9  | 第1・第2城北こどもクラブ        | 佐野市堀米町 1178-1  |
| 10 | 第3・第4城北こどもクラブ        | 佐野市堀米町 1156    |
| 11 | 第5・第6城北こどもクラブ        | 佐野市堀米町 1156    |
| 12 | 旗川こどもクラブ             | 佐野市並木町 964-8   |
| 13 | 第2・第3田沼こどもクラブ        | 佐野市田沼町 618-1   |
| 14 | 第1・第2吉水こどもクラブ        | 佐野市吉水町 832     |
| 15 | 栃本こどもクラブ             | 佐野市栃本町 1037    |
| 16 | 第1・第2・第3・第4あそ野こどもクラブ | 佐野市田沼町 974-4   |
| 17 | 第1・第2葛生こどもクラブ        | 佐野市葛生西 3-4-1   |

### 〈委託の期間〉

3 委託の期間は、令和5年7月1日から令和10年6月30日までとする。

### 〈営業所等の設置〉

4 警備を開始するにあたり営業所または待機所を市内に設置すること。

### 〈警備の方法及び時間〉

5 警備の方法及び時間は次のとおりである。

#### (1) 警備方法

日本電信電話株式会社の一般電話回線利用による自動警報装置（侵入、火災、入退所）による機械警備（オンラインセキュリティシステム）とする。

- (2) 警備担当時間は原則として  
開所日：セット開始～セット解除の間  
休所日：セット開始～セット解除の間  
とし、火災については24時間警備とする。

〈警備の任務〉

- 6 警備の任務については次のとおりとする。
- (1) 火災、盗難、その他の警報の監視及び不良行為の拡大防止。  
(2) 事故確認後における関係先への通報連絡。

〈緊急事態発生時の措置〉

- 7 緊急事態発生時には次のような措置を行うこととする。
- (1) 火災、その他非常事態に対して事前に予知されるものについては、甲乙協議の上これを対処する。  
(2) 自動警報装置により、甲の警備対象物に異常事態が発生した時、乙は、直ちに、乙の職員を現場に急行せしめると同時に、関係先へ連絡し、事態の拡大防止にあたる。  
(3) 緊急異常事態に直面した場合、乙の職員は、実情に応じた的確なる判断のもとに臨機応変の措置をとり、直ちに関係先への通報及び連絡をし、災害を最小限に防止するよう努めなければならない。

〈警報装置の保守点検〉

- 8 設置されている警報装置の機能について、受託者は適宜点検を実施し、その都度結果報告書を甲に提出する。

〈報告〉

- 9 乙は月間の警備状況報告書を翌月中に提出する。  
10 甲の連絡先については次のとおり報告する。  
(1) 甲は、乙に対してあらかじめ緊急連絡先を提出する。  
(2) 緊急連絡先に変更が生じた場合は、遅滞無く乙に通知する。

〈鍵の預託〉

- 11 警備実施に必要な鍵等は、甲乙相互に預託し、それぞれ厳重な取り扱いと保管をなすものとする。

〈電話の使用〉

- 12 甲は、乙に対し警備業務遂行のため最小限の使用を認める。

〈損害賠償〉

- 13 乙は、委託業務の実施に際して、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は甲の職員及び第三者に対し、身体上又は財産上の損害を与えた場合は、客観的に証明された損害額に基づき、1事故につき10億円を限度とする責を

負うものとする。

〈警報装置の設置〉

- 14 乙は、別紙「警備機器設置一覧」に基づき、送信機、電源装置（必要に応じて設置）、リモートコントロール、広域警戒型パッシブセンサー、長距離警戒型パッシブセンサー、マグネットセンサー（必要に応じて設置）、フラッシュライト（必要に応じて設置）、火災感知器等を令和5年7月1日までに設置した上で動作確認を行い、遅滞なく機械警備を開始できる状況とする。なお、「警備機器設置図面」については、こども福祉部こども課にて閲覧とするので、希望者は事前連絡をし、身分証等持参の上閲覧すること。

〈警報装置の撤去〉

- 15 この契約が解除される時には、乙は、甲の指定する期日までに、設置した警報装置を撤去する。なお、撤去に要する費用は乙の負担とする。

〈見積金額〉

- 16 決定に当たっては、本契約は R5.7.1～R10.6.30(60ヶ月間)の契約となるため、見積書の金額については、各月額（消費税抜き）の積み上げによるものとする。また、見積書の内訳に記載する金額は、「令和5年7月分～令和10年6月分」について月額を計上すること。工事費（配線工事、機器取付費、配線材料費、試験調整費、撤去）、保守点検料、消耗品費一式などの経費込みとする。

警備機器設置において必要な工事費、保守点検量、消耗品費等の経費については当委託料に含むものとする。

- 17 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料について減額又は削減があったときは、契約を変更又は解除することができる。

〈その他〉

- 18 この仕様書に定めのない特別の事情が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

## (別紙) 警備機器設置一覧

| NO | クラブ名           | 送信機 | 電源装置 | リモート<br>コント<br>ローラー | パッシブ<br>センサー | ADPLEX型<br>パッシブ<br>センサー | ワイヤレ<br>ス接点送<br>信機 | マグネッ<br>トセン<br>サー | フラッ<br>シュライ<br>ト | 火災感知<br>器 | コミュニ<br>ケーター | C・A・T<br>(HS) | W・A・T<br>(HS) | カード<br>リーダー |
|----|----------------|-----|------|---------------------|--------------|-------------------------|--------------------|-------------------|------------------|-----------|--------------|---------------|---------------|-------------|
| 1  | 中央             | 1   | 1    | 1                   | 3            |                         |                    | 4                 | 1                | 1         |              |               |               |             |
| 2  | 第1・第2・第3天明     | 1   |      | 1                   | 3            | 6                       |                    |                   |                  | 2         |              |               |               |             |
| 3  | 第2植野           |     | 1    |                     | 1            |                         |                    | 1                 | 1                | 1         | 1            | 1             |               |             |
| 4  | 第3・第4植野        | 1   | 1    |                     | 10           |                         |                    | 0                 |                  | 2         |              |               |               | 2           |
| 5  | 第1・第2界         | 1   | 1    | 2                   | 7            | 3                       |                    |                   |                  | 2         |              |               |               |             |
| 6  | 第4犬伏           | 1   | 1    | 1                   | 10           |                         |                    |                   |                  | 火報盤接続有    |              |               |               |             |
| 7  | 犬伏東            | 1   |      | 1                   | 3            |                         |                    | 2                 |                  | 1         |              |               |               |             |
| 8  | 第2・第3犬伏東       | 1   | 1    | 2                   | 3            | 7                       |                    |                   |                  | 2         |              |               |               |             |
| 9  | 第1・第2城北        | 1   | 1    |                     | 1            |                         |                    | 3                 |                  | 6         | 1            | 1             |               |             |
| 10 | 第3・第4城北        | 1   | 1    |                     | 10           |                         |                    |                   |                  | 2         |              |               |               | 2           |
| 11 | 第5・第6城北        | 1   | 1    | 2                   |              | 8                       |                    |                   |                  | 2         |              |               |               |             |
| 12 | 旗川             | 1   | 1    | 1                   | 6            |                         |                    |                   |                  | 1         |              |               |               |             |
| 13 | 第2・第3田沼        | 1   | 1    |                     | 10           |                         |                    |                   |                  | 2         |              |               |               | 2           |
| 14 | 第1・第2吉水        |     | 1    |                     | 6            |                         | 1                  | 1                 |                  | 1         | 1            |               | 1             |             |
| 15 | 栃本             | 1   |      | 1                   |              | 4                       |                    |                   |                  | 1         |              |               |               |             |
| 16 | 第1・第2・第3・第4あそ野 | 1   | 1    | 1                   | 2            | 10                      |                    |                   |                  | 火報盤接続有    |              |               |               |             |
| 17 | 第1・第2葛生        | 1   |      | 1                   |              | 6                       |                    |                   |                  | 火報盤接続有    |              |               |               |             |